

エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則

〔 令和 2 年 11 月 2 日付け 2 消安第 3144 号
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 73 の規定に基づき定めるエジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和 2 年 11 月 2 日農林水産省告示第 2128 号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

（１）告示 5 の（２）の消毒のために適切な設備を有するものとは、次の条件を満たすものとする。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を告示 5 の（１）に定める温度に保持できること。

エ コンテナ内の積荷の中心部を含む 3 か所以上にある生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後 1 か月間は摂氏±0.1 度の精度を維持できること。

（２）植物防疫官は、告示 5 の（２）のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについて、毎年、輸出の開始前に、エジプト植物防疫機関により作成された、記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表の提出を受けるものとする。

2 消毒施設の調査の確認

植物防疫官は、告示 5 の消毒のための低温処理コンテナについて、1 の条件を満たすものであることを確認するため、原則として 1 年に 1 回以上、エジプト植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

3 検査及び消毒の実施の確認

(1) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査が的確に実施されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、エジプト植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により確認を行うものとする。

ア 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。

ウ ア及びイの確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、エジプト植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(2) 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)の輸出港における消毒が開始されていることの確認について、次により、原則として1年に1回以上、エジプト植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により確認を行うものとする。

ア 告示5の(2)のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであることを確認すること。

イ 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

ウ 1(1)エに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確認すること。

エ エジプト植物防疫機関により告示4の封印がなされていることを確認すること。

オ エジプト植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

カ エジプト植物防疫機関が記録した輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

(3) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)の輸入港における消毒が終了していることの確認について、次により、エジプト植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実は、エジプト植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

ア 告示5の(2)のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであることを確認すること。

イ 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

ウ エジプト植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

エ 当該低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の種

類に応じて、それぞれ下記の条件を満たしていることを確認すること。

- ・ オレンジその他のシトラス・シネンシスにあつては、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下であつたこと、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であつたこと。
- ・ マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種にあつては、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であつたこと、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 20 日間その温度以下であつたこと。
- ・ レモンその他のシトラス・リモンにあつては、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下であつたこと、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であつたこと。
- ・ グレープフルーツその他のシトラス・パラディシにあつては、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下であつたこと、又は生果実の中心部が摂氏 3.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であつたこと。
- ・ マンダリンその他のシトラス・レティクラタにあつては、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であつたこと。
- ・ クレメンティンその他のシトラス・クレメンティナにあつては、生果実の中心部が摂氏 2.0 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下であつたこと。

4 表示

告示 7 の輸出植物検疫終了の表示は次の（１）の字句に、仕向地の表示は次の（２）の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

（１）輸出植物検疫終了の表示：Inspected

（２）仕向地の表示：Export to Japan

5 輸入検査

（１）植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

（２）植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 4 の封印がなされていない場合、告示 5 の（２）のエジプト植物防疫機関により指定された低温処理コンテナでない場合、告示 6 の植物防疫官による確認が行われていない場合又は告示 7 の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

（３）（１）及び（２）以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。

（４）植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口

全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因をエジプト植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。